



赤い羽根共同募金運動における感染症対策ガイドライン（第2版）

社会福祉法人静岡県共同募金会

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症を踏まえた赤い羽根共同募金運動について、中央共同募金会が医師の監修を得て全国統一的に作成した「募金活動実施に当たっての衛生配慮に係るガイドライン」に基づいて、本会が募金運動における具体的な留意事項をガイドラインとしてまとめたものです。

各市町共同募金委員会におかれましては、本ガイドラインにご留意いただきながら、各関係者と十分な協議の上、地域の実情に応じて柔軟に募金運動に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、本ガイドラインは、今後の新型コロナウイルス感染症の状況や社会的な情勢の変化に応じて随時見直しを行います。

1 はじめに

- 新型コロナウイルス感染症流行に伴う影響で、人と人との距離を取ることで、接触する機会を減らすことが求められています。
- これまで共同募金は、地域から孤立をなくすことをテーマに、活動を続けてきました。そして、直接の接触が難しい今だからこそ、つながりを保ち続けることを目的に活動する団体を支え続けることが大切だと考えます。
- そこで本会では、コロナ状況下において、赤い羽根共同募金の募金活動を安全に実施するための基本的な考え方をここにとりまとめました。
- 全国であまねく実施される共同募金運動において、基本的な考え方を統一させた募金活動が実施されることは、運動に対する地域住民の皆さまの安心と信頼を担保することにつながります。
- つきましては、地域課題解決の取り組みを支えるためコロナ状況下においても活動に従事される皆さま方に、活動の際にはぜひ以下事項を踏まえて行動いただきますようご配慮願います。

2 基本的ルール

- 感染防止の基本は、一人ひとりの基本的感染対策にあります。
- 新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染するといわれています。つきましては、募金活動の際には、飛沫の感染を防ぐこと、他者との直接接触を避けることの2点を基本に行動がなされますようご配慮ください。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための国、静岡県、地元自治体が見せる基本的な対処方針及び活動場所の感染防止対策に従った行動をおとりください。
- そのうえで、募金運動に当たっては、共同募金会、共同募金委員会（以下「主催者」）職員及びボランティアの皆さまは、以下の事項をお守りいただきますようお願いいたします。
- また、高齢者等ハイリスクの方には、お願いする活動内容に十分ご配慮ください。

(1) 健康管理の徹底

- 主催者職員の状態が以下①～③に少しでも当てはまる場合は、ボランティアの皆さまとの活動への参

加を控える。

- 主催者は、ボランティアの皆さまに対して、協力依頼の際に当該事項を周知し、該当する場合は活動に参加しないように要請する。
- 活動の際の事前の検温は客観的基準として有効なので、主催者は衛生配慮の行き届いた状態で随時の検温が可能となるよう環境整備に努める。

《チェック項目》

- ① 体温が 37.5℃以上の場合（または平熱を 1℃以上超える場合）
- ② 咳、倦怠感等風邪の症状がある場合
- ③ 海外渡航歴があり帰国後 2 週間を経過していない場合

(2) 手洗い・手指消毒の励行

- 主催者、ボランティアの皆さまは活動前及び活動終了後のいずれにおいても石けんでの手洗いとアルコール等での手指消毒を徹底する。
- 主催者は手洗い用水道がある場所を活動拠点とし、石けん、消毒用アルコール、ペーパータオルなどの衛生用品を適切に配置する。
- 貨幣を媒介にした感染の可能性も指摘されています。つきましては、収受した寄付金の集計に当たって、前後の手洗い、手指消毒を徹底する。（必要に応じて手袋を用いる）
- 集計した寄付金は清潔な袋等で保管し、以後は主催者が責任を持って取り扱う。

(3) マスクの着用

- 主催者職員、ボランティアの皆さまは、募金活動中のマスクの着用を徹底する。

(4) 対人距離の確保

- 対人距離の確保は感染防止の重要事項です。しかしながら、共同募金運動は、コミュニケーションを通じて、地域福祉活動の重要性を地域住民の皆さまにご理解いただき、募金協力いただくことを中心に成り立ってきた活動です。
- 主催者は、感染拡大のリスクをできる限り最小限にしながら、適切なコミュニケーション手段を用いて募金活動が行われるよう配慮する。
- ボランティアの皆さまは、物理的距離（フィジカルディスタンス）をつねに意識した行動をとる。

(5) 衛生管理

- 募金箱、のぼり旗等をはじめとする共用資材は、活動前及び活動終了後に消毒する。

(6) その他

- 街頭募金など複数の方が活動する場合は、万一、主催者職員やボランティアの皆さまに感染者等が発生した場合の対応がすみやかに行えるように、主催者は感染症対策チェックリスト（参考例 1）及び参加者名簿（参考例 2）を作成し、1 カ月間、適切に保管する。
- 主催者は、事前に主催者職員やボランティアの皆さまに対して接触確認アプリ（COCOA）への登録を依頼する。

3 募金方法別のガイドライン

- ここでは、「2 基本的なルール」を踏まえ、募金方法別に活動を行う上で押さえるべきポイントを示します。
- 新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染するといわれています。つきましては、募金活動の際には、飛沫の拡散を防ぐこと、他者との直接接触を避けることの2点を基本に行動いただきますようお願いください。
- 実際の活動はすべて主催者、ボランティアの皆さまによる現場ごとの判断が優先されますが、その目安としてご確認ください。

(1) 街頭募金

- 一か所にボランティアの皆さま、寄付者が密集しないよう、対人距離(できれば2 m (最低1 m) を空ける)を保つことのできる場所を選定し、つねに配慮しながら活動する。
- 対面状態で大きな声を発することは控える。そのために拡声器や再生装置等を用いた呼びかけ手段を検討する。
- フェイスシールド等を用いることも有効です。
- 掲示物(パネル等)やちらしを設置することで趣旨を示しつつ、協力を呼び掛けることも有効です。
- 募金箱は肩掛けを避け、テーブルに設置する等、寄付金の収受は対人接触をできるだけ控える。
- 赤い羽根等の配布物については、手渡しを避け、テーブルに置いてください。なお、赤い羽根についてはシートの本数を間引くなどして、一枚の羽根に複数の寄付者の手が触れることがないようにする。
- 活動場所を所管する管理者の感染防止対策に従い、事前に管理者と具体的な募金方法を打ち合わせのうえ実施する。

(2) イベント募金

- 基本は「(1)街頭募金」と共通しますが、地元自治体が示している注意事項等を踏まえたうえで、参加人数、会場レイアウトや座席配置等に配慮する。
- 会場が屋内である場合は、定期的な換気を行う。

(3) 戸別募金

- 自治会・町内会等を通じて依頼する戸別募金は、各市町、地域ごとに依頼方法や募金方法が異なりますので、新型コロナウイルス感染症に対する配慮についても地域の実情に応じて検討いただくこととなります。
- 全戸配布のチラシや赤い羽根の配付は、その地域の感染症対策に則った対応をする。
- 戸別訪問により募金活動を行う場合は適宜、手指の消毒を行う。
- 可能であれば屋内に入らず、玄関先等でコミュニケーションをとるようにする。屋内に入る場合は必要最低限の入室時間で退去する。
- 訪問時間を短時間にするために、ちらしで趣旨を示して協力を呼び掛けることも有効です。また相手の希望に合わせて訪問は行わず、電話、郵送、メールでのコミュニケーション手段を用いることも有効です。
- 寄付金の収受は封筒で行うなど、手渡しはできるだけ控える。
- 赤い羽根や領収書は後刻ポストに投函するなど、手渡しはできるだけ控える。また、赤い羽根は公民

館等に一括配架し、公民館来場者に配布する方法なども考えられます。

○現金のやり取りを減らすため、直接、自治会等から本会ゆうちょ銀行口座へ振り込む方法も有効です。

(4) 法人募金

○基本は「(3) 戸別募金」と共通しますが、訪問活動による感染リスク、民生委員等のボランティア協力、訪問先事業所の経営状況への配慮等、様々な角度からの検討が必要です。

○訪問活動は訪問先へ事前に通知して、訪問できそうな状況か確認する方法もあります。

○訪問する場合には、訪問先の規模に合わせ、できる限り少人数で訪問する。

○訪問が難しい場合には、事前の通知のみにせず、電話、メールで丁寧に依頼活動を行うことも有効です。

(5) その他の募金方法等

○基本は(1)～(4)の事項と共通します。基本的なルールを踏まえたうえで、簡潔かつ的確に趣旨をお伝えして協力いただけるようにする。

(6) 新規の募金方法 《参考》

○接触を伴わない募金方法もありますので、寄付者に募金協力いただく際の手法としてご活用ください。

《 接触を伴わない募金方法の例 》

・ネット募金

ネットを通じてクレジットカード、コンビニ支払い等で、都道府県、市区町村を指定した寄付が可能
(都道府県・市区町村ごとに個別のネット募金用 URL を作成しています)

・郵便振替・銀行振込による寄付の受付

4 説明会等の開催

○人との間隔が確保できない会場は避ける。使用する会場の定員の半分以上の人数で行う。

○人の密度を下げるために余裕をもった席の配置に配慮するとともに、なるべく対面方式は避ける。

○開始前及び終了後に、机、椅子等の消毒を行う。

○窓や出入口は同時に開放して自然換気に努める。また、定期的に換気を行う。

5 情報開示

○寄付者、ボランティアの皆さまに対して、主催者が適切な衛生配慮を講じながら募金活動を行っていることを示すため、衛生配慮の内容を開示することが求められています。

(例) 掲示、広報物、ボランティアの皆さまが携行する資料